

留置貨物返還申請書 (C - 6030)

「**留置事由消滅の内容**」欄には、原産地について偽った表示又は誤認を生じさせる表示がまっ消又は訂正された場合には、その事実、積み戻す場合には、その旨及び積み戻し許可書の番号、許可年月日を記載する。

旅客又は乗務員の携帯品である留置された貨物の返還に際しては、本申請書の提出は要せず、留置の際交付された「携帯品留置証」を提出すれば足りる。